

大市総第44号
平成30年6月4日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第122号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年6月4日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 招集日時 平成30年6月12日（火） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 4 2 号議案	大村市税条例等の一部を改正する条例……………	(1)
第 4 3 号議案	大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改 正する条例……………	(2 4)
第 4 4 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例……………	(2 6)
第 4 5 号議案	大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	(2 8)
第 4 6 号議案	大村市学校給食センター条例の一部を改正する条例……………	(2 9)
第 4 7 号議案	大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員 の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例…	(3 0)
第 4 8 号議案	工事請負契約の締結について……………	(3 1)
第 4 9 号議案	工事請負契約の締結について……………	(3 2)
第 5 0 号議案	動産の買入れについて……………	(3 3)
第 5 1 号議案	専決処分の承認について（大村市指定地域密着型サービスの 事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例）……………	(3 4)
第 5 2 号議案	専決処分の承認について（大村市指定地域密着型介護予防サ ービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定め る条例の一部を改正する条例）……………	(3 7)
第 5 3 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を 改正する条例）……………	(4 0)
報 告 第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(4 3)
報 告 第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(4 5)
第 5 4 号議案	平成 3 0 年度大村市一般会計補正予算（第 1 号）	
第 5 5 号議案	平成 3 0 年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）	
報 告 第 5 号	平成 2 9 年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告に ついて	

- 報告第6号 平成29年度大村市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しの報告について
- 報告第7号 平成29年度大村市病院事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第8号 平成29年度大村市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について
- 報告第9号 平成29年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第10号 平成29年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について
- 報告第11号 平成29年度大村市モーターボート競走事業会計予算の弾力条項の適用について
- 報告第12号 平成29年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

第42号議案

大村市税条例等の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第1条 大村市税条例（昭和25年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第32条の6第3項」を「第32条の6第5項」に、「第34条」を「第34条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第16条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第32条の6第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第17条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「1, 250, 000円」を「1, 350, 000円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100, 000円を加算した金額」を加える。

第24条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第26条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が25, 000, 000円以下である」を加える。

第26条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が25, 000, 000円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に、「者（）」を「もの（）」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第32条の5の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第32条の5の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次

条第2項」に改め、同条第3項中「第32条の5の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第32条の6第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第32条の6に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第33条第1項第6号中「特定非営利活動促進法」の次に「（平成10年法律第7号）」を加える。

第34条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第32条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第32条の7第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第34条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第34条に次の2項を加える。

5 第32条の6第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他

不正の行為により市民税を免れた法人が法第 3 2 1 条の 1 1 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 4 8 条の 1 6 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 3 4 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第 3 2 条の 7 第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第 3 4 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日）から同項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 3 5 条の 6 中「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改める。

第 3 6 条第 1 1 項中「第 1 0 条の 2 の 1 0」を「第 1 0 条の 2 の 1 2」に改める。

第 7 4 条を第 7 4 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

（製造たばこの区分）

第 7 4 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第 7 5 条の次に次の 1 条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第75条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第76条第1項中「第74条第1項」を「第74条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第80条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第76条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第7

4条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第74条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ、たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額
第76条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第77条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第78条第3項中「第74条」を「第74条の2」に改める。

第80条第1項中「第74条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「次項」を「次項から附則第5項の5まで」に改め、附則第5項の2及び附則第5項の3中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、附則第5項の4中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、「(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)」を削り、附則第5項の5中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、「(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)」を削り、附則第5項の6中「(平成27年法律第2号) 附則第18条第1項」を「(平成30年法律第3号) 附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、附則第6項(見出

しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、附則第7項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第5号中「附則第6項」を「前項」に、「にあつては」を「には」に改め、附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、附則第9項の2中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、附則第10項の2中「3分の1」を「2分の1」に改め、附則第10項の4を削り、附則第10項の5中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を附則第10項の4とし、附則第10項の6中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を附則第10項の5とし、附則第10項の7を附則第10項の6とし、同項の次に次の1項を加える。

10の7 法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10項の8中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、附則第10項の32中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項第5号中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に改め、同項を附則第10項の40とし、同項の次に次の1項を加える。

10の41 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成

18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10項の31中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を附則第10項の39とし、附則第10項の30中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を附則第10項の38とし、附則第10項の29中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を附則第10項の37とし、附則第10項の28中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を附則第10項の36とし、附則第10項の27中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を附則第10項の35とし、附則第10項の26中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を附則第10項の34とし、附則第10項の25中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を附則第10項の33とし、附則第10項の24中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を附則第10項の32とし、附則第10項の23を附則第10項の31とし、附則第10項の22を附則第10項の30とし、附則第10項の21中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改め、同項を附則第10項の29とし、附則第10項の20の前の見出し中「平成28年度又は平成29年度」

を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同項を附則第10項の28とし、附則第10項の19中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を附則第10項の27とし、附則第10項の18を附則第10項の25とし、同項の次に次の1項を加える。

10の26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第10項の17を附則第10項の24とし、附則第10項の16を附則第10項の23とし、附則第10項の15を附則第10項の22とし、附則第10項の14中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を附則第10項の21とし、附則第10項の13中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を附則第10項の20とし、附則第10項の12中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を附則第10項の19とし、附則第10項の11を附則第10項の13とし、同項の次に次の5項を加える。

10の14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10の15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10の16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10の17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10の18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10項の10を附則第10項の12とし、附則第10項の9中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を附則第10項の11とし、同項の前に次の2項を加える。

10の9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10の10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第11項中「第32条の6第3項」を「第32条の6第5項」に改め、附則第11項の2中「第34条」を「第34条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改め、附則第12項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加え、附則第21項の3の2中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改め、附則第34項中「第34条に」を「第34条第1項及び第4項に」に、「同項」を「附則第11項の2」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

第2条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10項の24中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第10項の25中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第10項の26中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第77条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第76条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第77条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第75条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第76条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗

じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(大村市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 大村市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大村市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「大村市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第74条第1項」を「大村市税条例第74条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第7条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第14項とし、附則第12項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項、第9項」を「附則第9項、第10項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平

成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とし、附則第10項中「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「(平成30年法律第3号)附則第22条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とし、附則第5項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第8条 大村市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第14項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大村市税条例第74条を第74条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第75条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第76条から第78条まで及び第80条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条及び第6条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中大村市税条例第17条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第28条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第12項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例附則第21項の3の2の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第8条及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中大村市税条例第76条第3項の改正規定 平成31年10月1日

- (5) 第1条中大村市税条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中大村市税条例第17条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第26条の2及び第26条の5の改正規定並びに同条例附則第12項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中大村市税条例附則第10項の18を附則第10項の25とし、同項の次に1項を加える改正規定（附則第10項の26に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (11) 第7条中大村市都市計画税条例附則第13項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の大村市税条例（次項及び次条第1項において「新条例」という。）第34条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例第16条第1項及び第3項並びに第32条の6第10項から第12項まで

の規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした

同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（大村市税条例等の一部を改正する条例（平成27年大村市条例第50号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大村市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第80条第1項若しくは第2項、	大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第12条第2号	第80条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第12条第3号	第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第82条の2第	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条

1 項		第 2 項
	当該各項	同項
第 8 3 条第 2 項	第 8 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 6 条 第 3 項

- 5 30 年新条例第 8 1 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第 7 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第 8 条 平成 3 2 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号。附則第１０条第２項において「平成３０年改正規則」という。）別記第２号様式による申告書を平成３２年１１月２日までに市長に提出しなければならない。

- ３ 前項の規定による申告書を提出した者は、平成３３年３月３１日までに、その申告に係る税金を施行規則第３４号の２の５様式による納付書によって納付しなければならない。
- ４ 第１項の規定により市たばこ税を課する場合には、前３項に規定するもののほか、第３条の規定による改正後の大村市税条例（以下この項及び次項において「３２年新条例」という。）第１２条、第８０条第４項及び第５項、第８２条の２並びに第８３条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１２条	第８０条第１項若しくは第２項、	大村市税条例等の一部を改正する条例（平成３０年大村市条例第 号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第８条第３項、
第１２条第２号	第８０条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
第１２条第３号	第８０条第１項若しくは第２項の申告書又は第１２６条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第８条第３項の納期限
第８０条第４項	施行規則第３４号の２様式又は第３４号の２の２様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成３０年総務省令第２５号）別記第２号様式
第８０条第５項	第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条第３項
第８２条の２第	第８０条第１項又は第２項	平成３０年改正条例附則第８条

1 項		第 2 項
	当該各項	同項
第 8 3 条第 2 項	第 8 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条 第 3 項

- 5 32 年新条例第 8 1 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第 9 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第 1 0 条 平成 3 3 年 1 0 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 1 条第 1 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、

平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の大村市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第12条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第80条第1項若しくは第2項、	大村市税条例等の一部を改正する条例（平成30年大村市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第12条第2号	第80条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第12条第3号	第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第80条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第80条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第82条の2第1項	第80条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項

	当該各項	同項
第 8 3 条第 2 項	第 8 0 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項

- 5 33年新条例第81条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第11条 第7条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成30年6月12日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、個人住民税における非課税限度額の引上げ及び基礎控除の引上げに伴う所得要件の創設を行うとともに、市たばこ税の税率の引上げその他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第43号議案

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）のうち最初のものをいう。以下同じ。）については、新条例第4条第3号の規定にかかわらず」を「については」に、「までに修了した場合には、同号」を「までの間は、この条例による改正後の大村市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3号」に、「修了したもの」を「介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了しているもの」に改め、附則第3項中「最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「主任介護支援専門員更新研修を修了しているもの」に改め、「に係る最初の主任介護支援専門員更新研修」の次に「（同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員の基準を改めるため、この条例案を提出するものである。

第44号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、

調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「第6条本文」を「第6条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、連携施設の確保及び食事の提供に関する規定について改正を行うとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第45号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に関する規定の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 4 6 号議案

大村市学校給食センター条例の一部を改正する条例

大村市学校給食センター条例（昭和 5 5 年大村市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

大村市中学校給食センター	大村市森園町 1 5 6 4 番地 5
--------------	---------------------

附 則

この条例は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市中学校給食センターを設置するため、この条例案を提出するものである。

第47号議案

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大村市モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「薄暮レース手当」の次に「、ナイターレース手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（ナイターレース手当）

第8条の2 ナイターレース手当は、モーターボート競走を午後8時以後の時間まで開催する日として管理者が定める日（以下この条において「開催日」という。）又は前日検査（開催日の初日の前日に行うボート及びモーターの検査をいう。以下この条において同じ。）の日に勤務を命ぜられた開催時臨時従事員（前日検査の日にあつては、前日検査に係る業務に従事した者に限る。）であつて、開催日又は前日検査の日の午後8時まで休憩時間を除き連続して正規の勤務時間の2分の1以上勤務したものの対して、その勤務した日について支給する。

附 則

この条例は、平成30年9月22日から施行する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

モーターボート競走事業に従事する開催時臨時従事員に対しナイターレース手当を支給するため、この条例案を提出するものである。

第48号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

- 1 工 事 名 中心市街地複合ビル第2期改修建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 381,090,960円
- 4 契約の相手方 平山・野中・森建設工事共同企業体
代表者 大村市東三城町8番地4
株式会社平山組
代表取締役 中村 人久
- 5 竣工期限 平成31年2月15日

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

第49号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

- 1 工 事 名 中心市街地複合ビル第2期改修設備工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 190,026,000円
- 4 契約の相手方 高瀬・正真特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町26番地1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 嘉博
- 5 竣工期限 平成31年2月15日

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

第50号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

記

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 20,520,000円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 平成31年1月31日

平成30年6月12日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 5 1 号議案

専決処分の承認について

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第 3 号

専 決 処 分 書

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 30 年 3 月 30 日

大村市長 園 田 裕 史

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「である者」を「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下同じ。）に係る指定の申請に限る。）」に改める。

第6条第1号中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第17条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第40条第1項中「第115条の46条第1項」を「第115条の46第1項」に改める。

第47条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第62条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「）の事業」を「）の事業」に改める。

第192条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第52号議案

専決処分の承認について

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成30年6月12日提出

大村市長 園田裕史

専決第4号

専 決 処 分 書

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

大村市長 園 田 裕 史

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年大村市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第 5 3 号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第5号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

大村市長 園 田 裕 史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第25条中「540,000円」を「580,000円」に改め、同条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第26条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園田裕史

專 決 処 分 書

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和２８年大村市条例第６３号）本則第３号及び第４号の規定により、次のとおり専決処分する。

大村市長 園田 裕 史

記

專決第 6 号

専決処分日	平成３０年５月１日
損害賠償の額	４７，９２８円
損害賠償の相手方	[REDACTED]

專決第7号

専決処分日	平成30年5月1日
損害賠償の額	104,029円
損害賠償の相手方	〃 〃

報告第4号

専決処分の報告について

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園田裕史

専決第8号

専 決 処 分 書

広域農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年5月22日

大村市長 園 田 裕 史

記

- 1 損害賠償の額 300,000円
- 2 損害賠償の相手方

[Redacted text]